

# 富山県農林水産部建設工事監督要領

平成10年4月1日  
企管第156号  
農林水産部長通知

## (目的)

第1条 この要領は、富山県農林水産部が所掌する建設工事請負約款の履行に監督に関し、地方自治法、同施行令、富山県建設工事標準請負約款、富山県会計規則及びその他の法令、規則に定めのあるもののほか必要な事項を定め、もって請負契約の適正な履行を確保することを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要領に使用する用語は、次の定義によるものとする。

- (1) 所長とは、出先機関の長をいう。
- (2) 設計図書とは、図面、工事数量総括表、共通仕様書、特別仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (3) 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
- (4) 検査とは、完成検査、出来形検査及び中間検査をいう。
- (5) 段階確認とは、設計図書に示された段階又は監督員が指示した工事施工途中の段階において、監督員が立会い等により、出来形、品質、規格及び数値等を確認することをいう。
- (6) 様式とは、農林水産部所管建設工事施工に関する事務取扱要領に定める様式をいう。

## (監督員の選任)

第3条 所長は、工事の監督業務を指揮総括するものとする。

- 2 所長は、工事毎に主務1人、副主務1人の監督員を選任するものとする。選任にあたっては、工事の種類、難易度により現場経験年数等を考慮するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、所長は、工事の規模や技術的条件の簡易な場合は、1人の監督員を選任して監督にあたらせることができる。
- 4 所長は、工事の主要な部分の確認行為等を行う場合は、必要に応じて経験豊富な職員を同行させるものとする。

## (監督の技術基準)

第4条 監督員が監督を行うにあたって必要な技術基準は、別に定める共通仕様書、施工管理基準、写真撮影要領、安全施工技術指針、建設工事公衆災害防止対策要綱並びにその他工事に必要な法令及び基準によるものとする。

- 2 監督員は別に定める施工プロセスチェックリストにより監督する。

(監督業務)

第5条 監督員は、工事請負契約の円滑な履行のために文書・電子媒体等により次の業務を行うものとする。

- (1) 契約の履行についての契約の相手方（以下「受注者」という。）に対する必要な指示（工事打合簿）、協議（工事打合簿）及び提出書類の受理
- (2) 契約書に基づく工事实施のための詳細図等の作成及び受注者が作成したこれら図面の承諾
- (3) 一次下請負、二次下請負状況の確認
- (4) 契約図書に基づく工程の管理、工事の実施状況及び工事材料について別に定める段階確認（別紙「監督員段階確認及び検査員検査事項」参照）
- (5) 関連する工事の工程等の調整
- (6) 工事の内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該処置及びその他必要な事務処理
- (7) 工程上の確認事項（中間検査及び段階確認箇所等）の施工計画書への明記の指示
- (8) 検査及び工事監察の立会い
- (9) 工事成績の評定
- (10) その他所長から指示された業務及び契約図書に基づく業務等

(監督の報告等)

第6条 監督員は、前条の業務を適正に執行するため、次の事項を所長に文書、電子媒体等で報告するものとする。

- (1) 施工プロセスチェックリストの結果
- (2) 工事施工途中の段階確認の結果（確認報告書）
- (3) 工事施工前及び工事施工途中の受注者との協議で特に必要があるもの
- (4) 工事の進捗状況
- (5) 工事内容の変更を伴う確認、指示、承諾、及び協議
- (6) 受注者に対して措置請求を求めなければならない事項
- (7) 工事の施工が設計図書に不適合であり、その改善を請求しなければならない事項
- (8) 工事施工途中に発生した現場事故（現場事故報告書）
- (9) その他報告の必要と認められる重要事項

(監督に関する図書)

第7条 監督員は、次の図書（受注者から提出させた図書を含む。）及び電子情報を作成整理して監督の経緯を明らかにしておくものとする。

- (1) 指示、承諾及び協議等工事打合簿により受注者と交換した図書
- (2) 工事施工途中の検査及び段階確認等の内容を記載した図書  
中間検査・段階確認において受注者より提出された写真データ（JPEG）は、監督員が写真整理編集を行い、検査・確認写真として復命するものとする。
- (3) その他監督に使用した図書

(兼任の禁止)

第8条 監督員は、担当工事の検査員を兼ねることができないものとする。ただし、次の場合に該当するときはこの限りでないものとする。

- (1) 災害、その他異常事態の発生により監督員以外のものをその工事検査員に命ずることが困難であるとき
- (2) 維持修繕に関する工事で、工事の施工後、直ちに検査を行わなければ工事の完成等の確認が著しく困難となるとき

(雑則)

第9条 本庁で建設工事請負契約を履行する場合、所長を事業主管課長と読み替えるものとする。

- 2 事業主管課長とは、事業を所管する本庁の室課長をいう。

附 則

- 1 この要領は、平成10年4月1日から適用する。
- 2 農林水産部建設工事監督要領（平成9年3月1日 工検第143号）は廃止する。
- 3 この要領は、農林水産部の施行する生活環境部自然保護課所管の建設工事請負契約についても適用する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日以降の工事から適用する。

附 則

この要領は、平成17年9月1日以降の工事から適用する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日以降の工事から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日以降の工事から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日以降の工事から適用する。

附 則

この要領は、平成26年10月15日以降の工事から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日以降の工事から適用する。

附 則

この要領は、平成29年1月15日以降の工事から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日以降の工事から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日以降の工事から適用する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日以降の工事から適用する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日以降の工事から適用する。